

嬉野市第6期障がい福祉計画及び 嬉野市第2期障がい児福祉計画



うれしの特別支援学校 高等部2年生の方の作品

令和3年3月

嬉 野 市

目 次

第1章	計画策定の趣旨	1
	(1) 計画策定の背景・目的	1
	(2) 計画の位置づけ	2
	(3) 計画期間	3
	(4) 障がい者福祉施策の動向	3
第2章	障がいのある人の現状・課題	4
	1 嬉野市の人口	4
	2 障害者手帳所持者などの状況	5
	3 障がい福祉サービスの利用状況	13
	4 事業所アンケート調査からの課題整理	19
第3章	計画の基本的な考え方と成果目標	23
	1 計画の基本的な視点	23
	2 障がい福祉サービス・支援の体系	26
	3 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標値	28
第4章	障がい福祉サービス	32
	1 訪問系サービス	32
	(1) サービスの内容、実績および見込量	32
	(2) 支援の方向性	34
	2 日中活動系サービス	35
	(1) サービスの内容、実績および見込量	35
	(2) 支援の方向性	39
	3 居住系サービス	40
	(1) サービスの内容、実績および見込量	40
	(2) 支援の方向性	41
	4 相談支援	42
	(1) サービスの内容、実績および見込量	42
	(2) 支援の方向性	43

第5章 地域生活支援事業	44
1 必須事業	44
(1) サービスの内容、実績および見込量	44
(2) 支援の方向性	47
2 任意事業	48
(1) サービスの内容、実績および見込量	48
(2) 支援の方向性	48
第6章 障がいのある子どもたちへの支援	49
1 通所支援	49
(1) サービスの内容、実績および見込量	49
(2) 支援の方向性	50
2 相談支援	51
(1) サービスの内容、実績および見込量	51
(2) 支援の方向性	51
第7章 計画の推進	52
1 計画の推進方法	52
2 計画の進捗管理	52
第8章 資料編	53
1 嬉野市障がい福祉計画策定委員会条例	53
2 嬉野市障がい福祉計画策定委員会委員名簿	55
3 計画策定の経緯	55
4 用語解説	56

第1章 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景・目的

わが国の障がい者福祉施策は、障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、身体的・精神的・社会的にもできる限り自立した生活が送れるように援助すること、及び障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に生活し活動できる社会の構築を目指すことを基本理念に推進されています。

本市においては、障害者自立支援法[※]第88条（平成25年度以降は障害者総合支援法[※]第88条）に基づく「嬉野市障がい福祉計画」の第1期計画（平成19年度～20年度）、第2期計画（平成21年度～23年度）、第3期計画（平成24年度～26年度）、第4期計画（平成27年度～29年度）により、障がい者施策の推進ならびに障がいのある人へのサービスを実施してきました。

また、前期の「嬉野市障がい福祉計画」（平成30年度～令和2年度）では、障害者総合支援法に基づく第5期障がい福祉計画と児童福祉法[※]第33条の20に基づく第1期障がい児福祉計画を一体的に策定し、障がいのある人と障がいのある子どもへのサービスの充実を図ってきました。

今年度、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の計画期間が終了するために、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした嬉野市の障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、「嬉野市第6期障がい福祉計画及び嬉野市第2期障がい児福祉計画」（令和3年度～5年度）（以下「本計画」）の策定を行うことが目的です。

本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法[※]」第2条の定義に基づく身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい[※]、難病[※]その他の心身の機能の障がいのある人で、障がいおよび社会的障壁[※]により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。ここでいう「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合は「障害」と表記します。

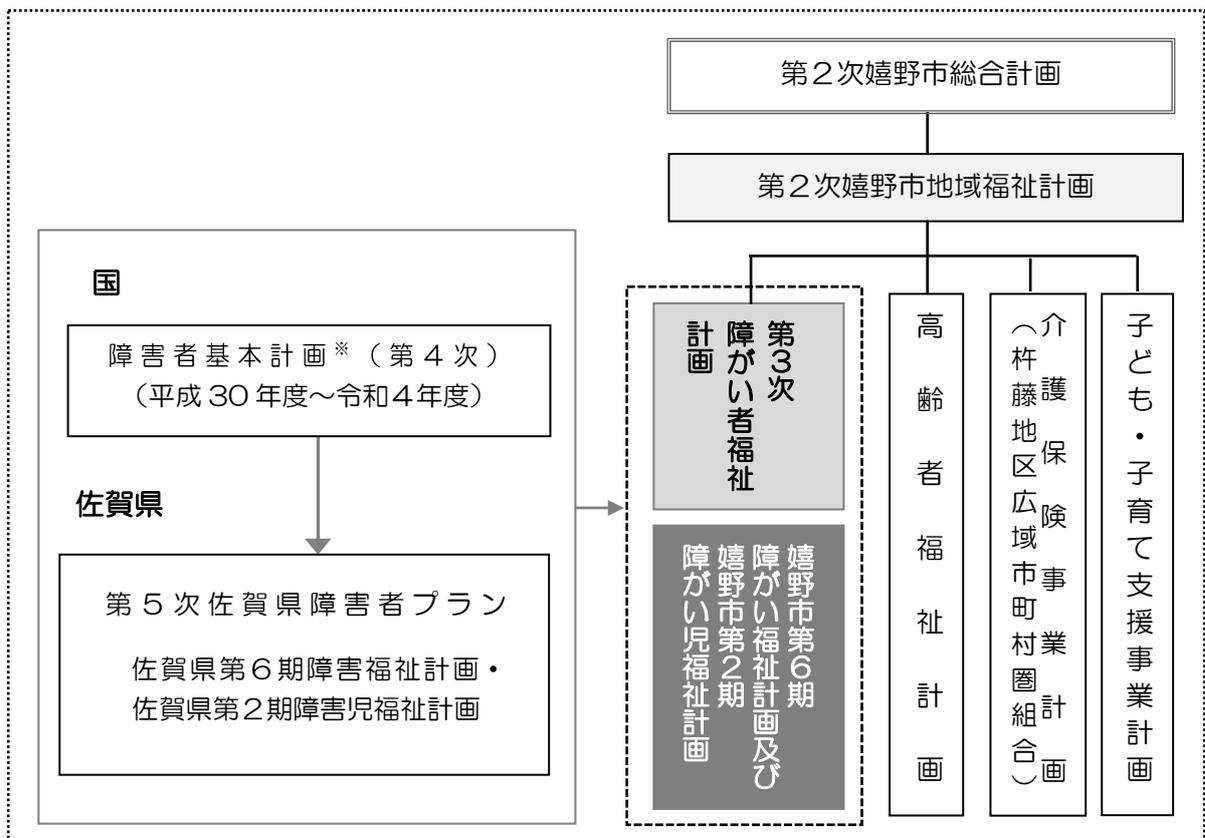
(2) 計画の位置づけ

本計画は、障がい福祉計画と障がい児福祉計画で構成されています。障がい福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第88条）に基づく計画です。また、障がい児福祉計画は、児童福祉法（第33条の20）に基づく計画です。

本計画は、障がいのある人及び児童が自立した日常生活や社会生活を送るために、「障がい福祉サービス※」「相談支援」「地域生活支援事業」及び「障害児通所支援及び相談支援」の各種サービスが計画的に提供されるように、目標年度（令和5年度）における障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスに関する数値目標や各年度のサービスの需要量を見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

本計画は「第2次嬉野市総合計画」「第2次嬉野市地域福祉計画」などの計画と整合を図りつつ、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に従って策定しています。

■ 計画の位置づけ



(3) 計画期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

計画名称	年度	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
嬉野市総合計画		第2次（～令和7年度）					
嬉野市障がい者福祉計画		第3次					
嬉野市障がい福祉計画		第5期			第6期		
嬉野市障がい児福祉計画		第1期			第2期		
嬉野市地域福祉計画		第2次					第3次
嬉野市高齢者福祉計画		第7期			第8期		
子ども・子育て支援事業計画		第1期		第2期（～令和6年度）			

(4) 障がい者福祉施策の動向

平成29年度に策定された「嬉野市第5期障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供等に取り組んできましたが、その後、国の障がい者福祉施策について、制度改正が行われています。

① 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズへのきめ細かな対応、サービス基盤の計画的整備等を規定する等の改正が行われ、市町村の「障害児福祉計画」策定が義務化されました。（平成30年4月施行）

② 障害者の文化芸術活動の推進に関する法律の施行

障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進し、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることとされました。（平成30年6月施行）

③ ギャンブル等依存症対策基本法の施行

ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援することとされました。（平成30年10月施行）

④ 読書バリアフリー※法の施行

障がいによって読書が困難な人々の、読書環境を整備し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指すものとされました。（令和元年6月施行）

第2章 障がいのある人の現状・課題

1 嬉野市の人口

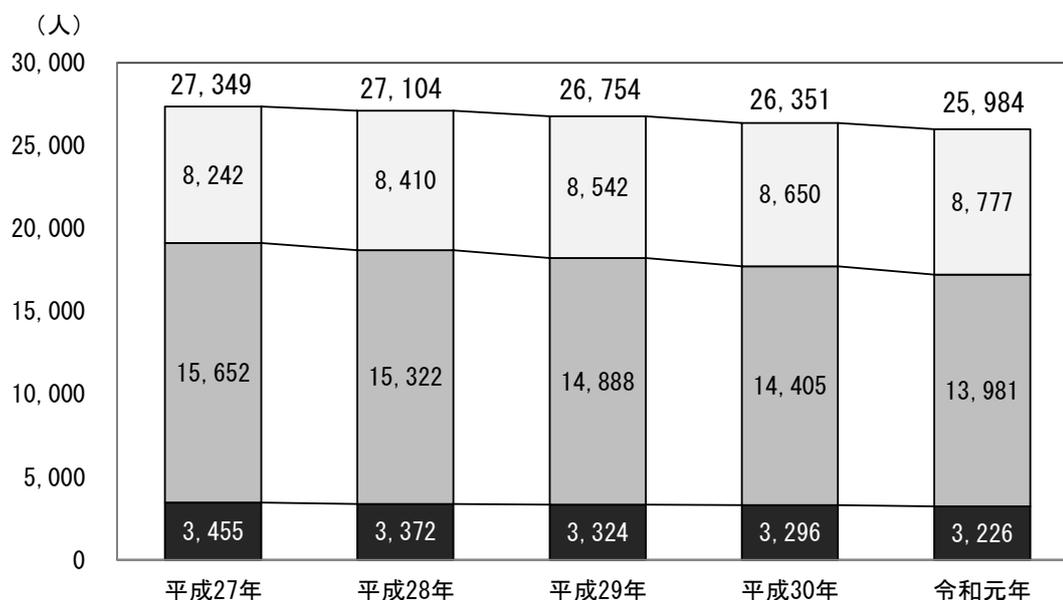
(1) 人口構成の状況

本市の総人口は令和元年10月1日現在で25,984人であり、年々減少しています。年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向、高齢者人口（65歳以上）は増加しており、令和元年の高齢化率は33.8%となっています。

■ 年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

		単位 (構成比)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総人口		人	27,349	27,104	26,754	26,351	25,984
年少人口		人	3,455	3,372	3,324	3,296	3,226
(0～14歳)	構成比	%	12.6	12.4	12.4	12.5	12.4
生産年齢人口		人	15,652	15,322	14,888	14,405	13,981
(15～64歳)	構成比	%	57.2	56.5	55.6	54.7	53.8
高齢者人口		人	8,242	8,410	8,542	8,650	8,777
(65歳以上)	構成比	%	30.1	31.0	31.9	32.8	33.8



■ 年少人口（0～14歳） □ 生産年齢人口（15～64歳） □ 高齢者人口（65歳以上）

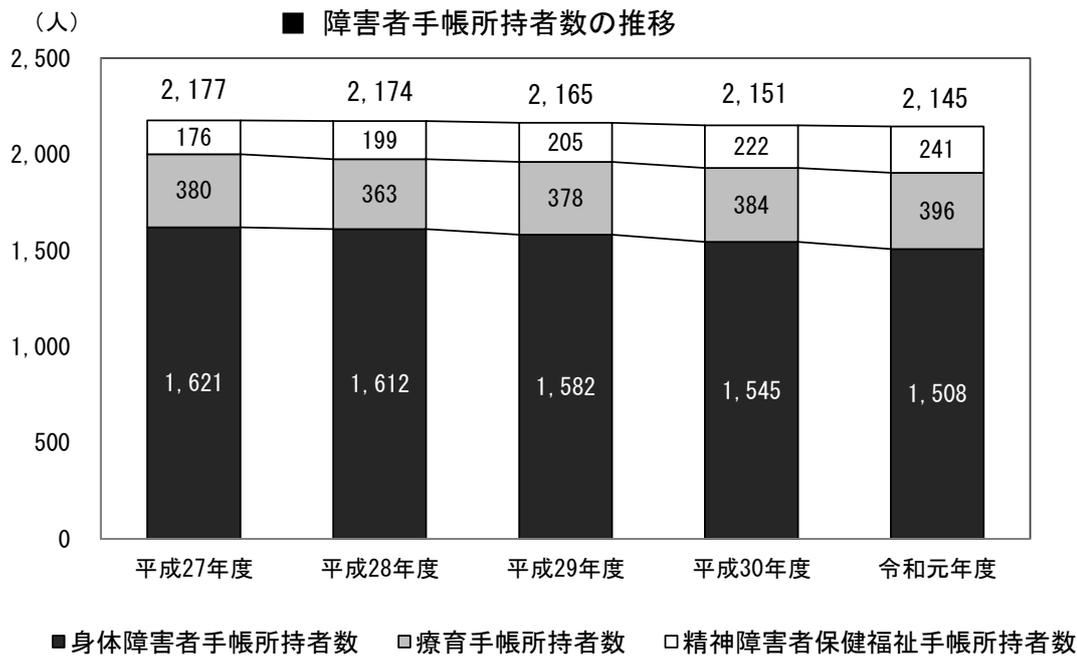
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 障害者手帳所持者などの状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和元年度で 2,145 人となっており、総人口 25,984 人（令和元年）に占める割合は、8.3%となっています。

身体障害者手帳*所持者数は減少傾向ですが、療育手帳*所持者数及び精神障害者保健福祉手帳*所持者数は増加傾向です。

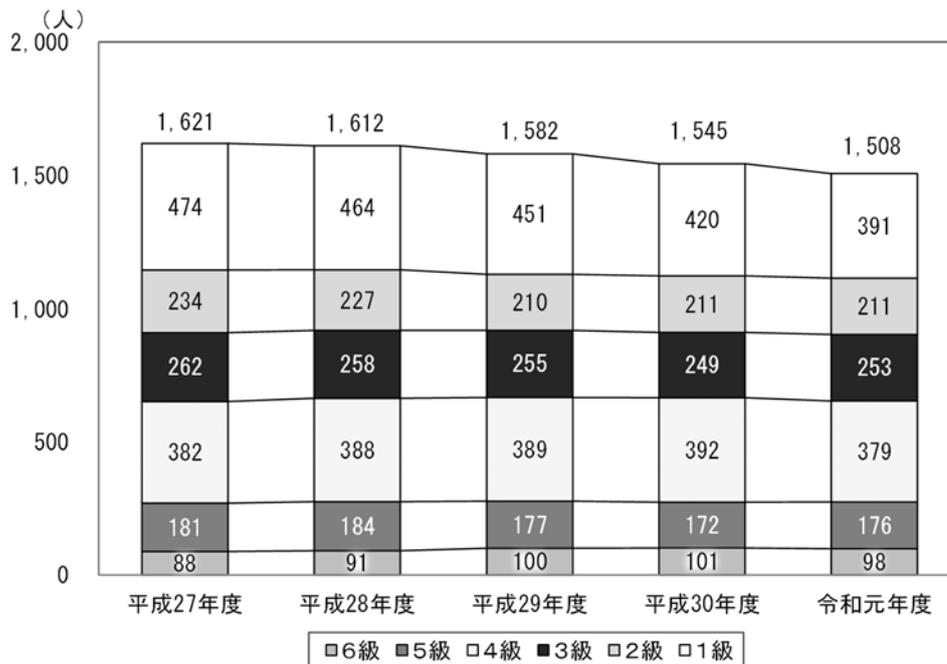


資料：庁内資料（各年度末現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳は、障がいの種類別に重度の1級から6級の等級が定められています。本市の身体障害者手帳所持者は減少傾向です。等級別にみると、最も多いのは1級となっており、次いで4級、3級、2級と続きます。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：庁内資料（各年度末現在）

障がい種別では、肢体不自由が最も多く、令和元年度では844人となっており、全体の56.0%を占めています。次いで内部障害が449人となっており、29.8%を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種別）

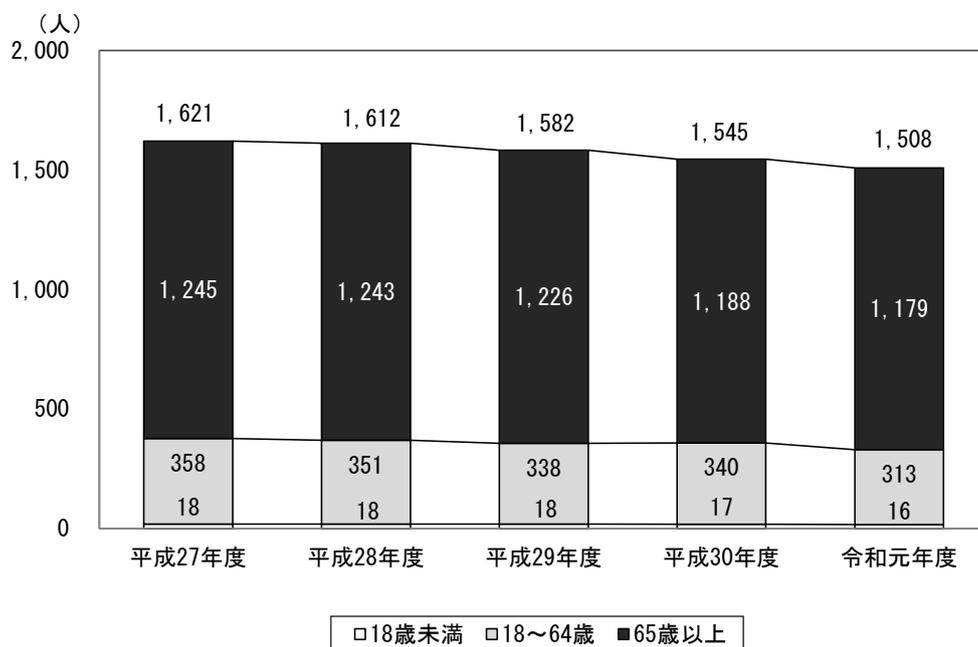
（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視覚障害	116	116	109	109	107
聴覚・平衡機能障害	101	104	103	101	95
音声・言語機能障害	8	9	12	14	13
肢体不自由	906	900	893	865	844
内部障害	490	483	465	456	449
合計	1,621	1,612	1,582	1,545	1,508

資料：庁内資料（各年度末現在）

年代別では、令和元年度において65歳以上が1,179人と最も多く78.2%を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（年代別）



資料：庁内資料（各年度末現在）

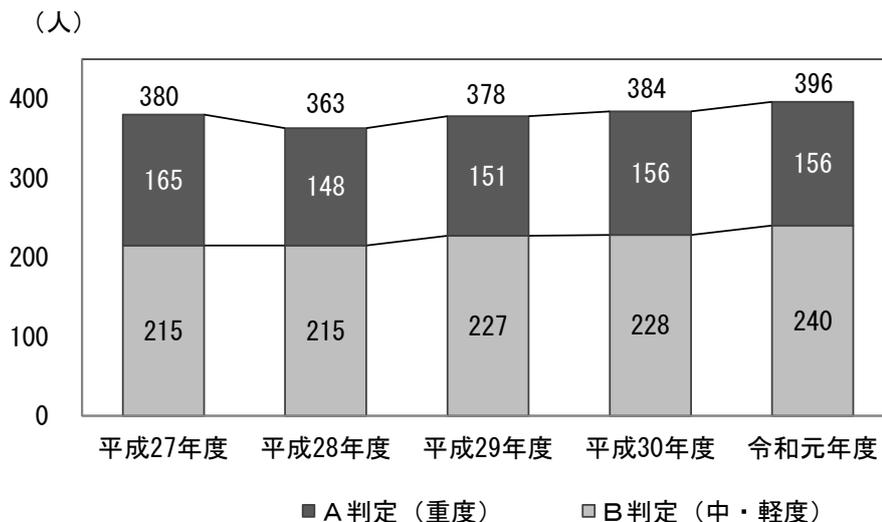


(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、知的機能の障がいが発達期にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人をいい、A判定（重度）とB判定（中度・軽度）に大別されます。

本市の療育手帳所持者数は、令和元年度において396人で増加傾向です。

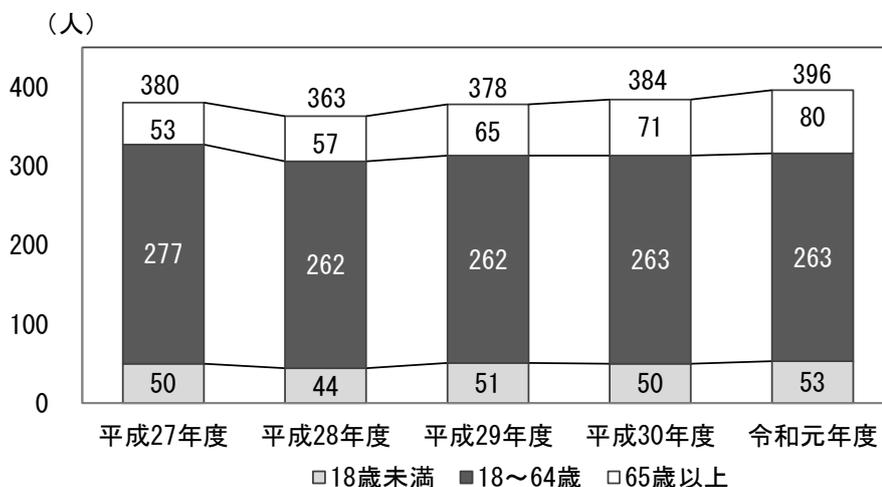
■ 療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）



資料：庁内資料（各年度末現在）

年齢別にみると、18歳未満と18～64歳はほぼ横ばいですが、65歳以上は増加しています。

■ 療育手帳所持者数の推移（年齢別）

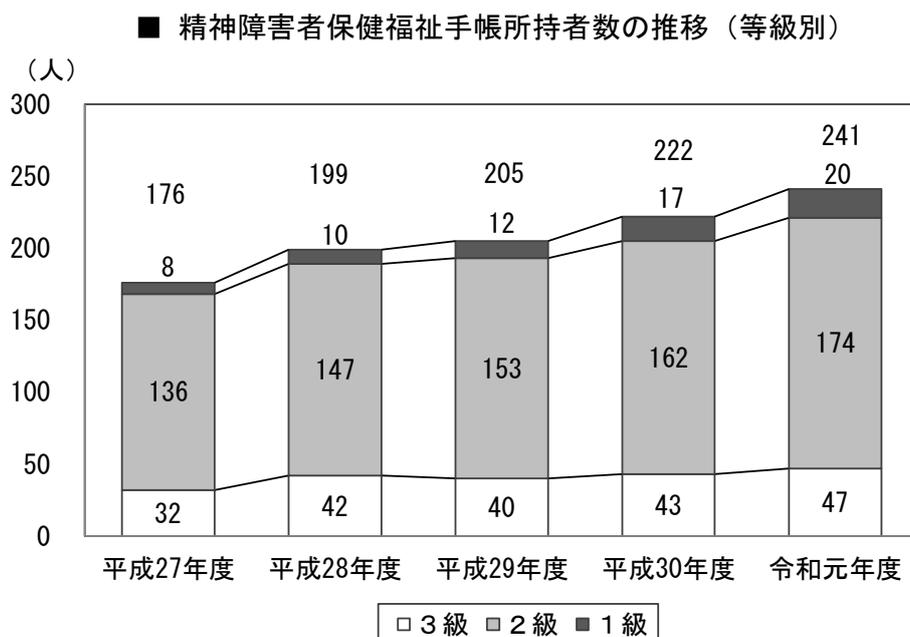


資料：庁内資料（各年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳は、1級から3級に等級区分されており、1級が重度、3級が軽度となっています。

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向です。等級別にみると、令和元年度で最も多いのは2級で174人となっています。次いで3級が47人、1級が20人となっています。



自立支援医療^{*}の精神通院医療は、ほぼ横ばいで推移しており、令和元年度では396人となっています。

■ 自立支援医療受給者数の推移

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
育成医療	11	11	10	10	10
更生医療	80	89	89	94	89
精神通院医療	375	392	405	390	396
合計	466	492	504	494	495

資料：庁内資料（各年度末現在）

(5) 難病患者の状況

国の指定難病受給者証*の対象は、令和元年7月1日現在で333疾病に拡大しています。本市では「神経・筋疾患」が増加しており、次いで多いのは「消化器系疾患」となっています。

■ 指定難病受給者証所持者数の推移

(単位：人)

疾患群名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
神経・筋疾患	55	62	64	64	74
代謝系疾患	1	1	1	1	1
皮膚・結合組織疾患	7	7	7	6	6
免疫系疾患	29	28	28	25	24
循環器系疾患	12	13	8	9	9
血液系疾患	13	14	12	9	10
腎・泌尿器系疾患	2	6	6	4	4
骨・関節系疾患	32	29	21	14	11
内分泌系疾患	5	6	4	3	3
呼吸器系疾患	11	10	8	11	9
視覚系疾患	17	16	14	14	14
聴覚・平衡機能系疾患	0	0	0	0	0
消化器系疾患	51	52	44	48	44
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0	0	0	0	0
耳鼻科系疾患	0	0	0	0	0
合計	235	244	217	208	209

資料：佐賀県（各年度末現在）

国の小児慢性特定疾病医療受給者証[※]の対象は、令和元年7月1日現在で762疾病あり、本市の所持者は増加傾向です。

■ 小児慢性特定疾病受給者証所持者数の推移

(単位：人)

疾患群名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
悪性新生物	3	2	4	5	6
慢性腎疾患	0	0	0	0	0
慢性呼吸器疾患	2	2	2	2	3
慢性心疾患	8	8	7	7	6
内分泌疾患	19	20	23	25	22
膠原病	0	0	0	0	0
糖尿病	0	0	2	2	2
先天性代謝異常	2	2	2	2	2
血液疾患	4	4	3	3	3
免疫疾患	0	0	1	1	1
神経・筋疾患	1	2	3	3	4
慢性消化器疾患	0	1	1	3	2
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	0	0	0	0	0
皮膚疾患群	0	0	0	0	0
骨系統疾患	0	0	0	0	0
脈管系疾患	0	0	0	0	0
合計	39	41	48	53	51

資料：佐賀県（各年度末現在）

(6) 障害支援区分の認定状況

障害支援区分とは、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分で、障がい福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案される事項の一つです。

必要とされる支援の度合いは、区分1が低く、区分が上がるにつれて高くなります。

本市の障害支援区分認定者数は、令和元年度末で最も多いのは区分6で62人、次いで区分2が34人となっています。平成28年度からみると、区分1・区分4は減少傾向にあります。区分2・区分3・区分6はやや増加しています。

■ 障害支援区分認定者数の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分1	11	10	7	8
区分2	19	24	29	34
区分3	13	22	25	27
区分4	31	21	24	22
区分5	31	37	29	30
区分6	54	58	63	62
合計	159	172	177	183

資料：庁内資料（各年度末現在）

3 障がい福祉サービスの利用状況

(1) 障がい福祉サービスの実績状況

① 訪問系サービス

- ・訪問系サービスの合計は、計画期間（平成30年度から令和2年度）で見ると、利用者数は、見込量の85.7%、利用のべ時間は、63.1%となっており、両方とも見込みより少なくなっています。一人当たりの利用時間数が減少しており、特に居宅介護が減少しています。利用者の高齢化による介護サービスへの移行などが推察されます。
- ・事業別では、同行援護が見込の半分程度の利用人数、利用のべ時間となっています。行動援護は、利用のべ時間数が平成29年度以前の実績を下回っており、利用者の減少によるものと言えます。

■ 訪問系サービスの利用実績

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		(H30~R2) 実績/ (H30~R2) 見込
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
居宅介護	人/月	30	29	27	29	26	29	27	29	28	93.1
	時間/月	621	642	514	619	438	619	395	619	338	63.1
	1人当たり時間数	20.7	22.1	19.0	21.3	16.9	21.3	14.6	21.3	12.1	68.1
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	1	0	1	0	1	-
	時間/月	0	0	0	0	1	0	26	0	17	-
同行援護	人/月	3	6	3	6	2	7	3	7	4	47.0
	時間/月	33	76	36	77	28	90	48	90	53	50.2
	1人当たり時間数	11.0	12.7	12.0	12.8	14.0	12.9	16.0	12.9	12.0	109.1
行動援護	人/月	3	3	3	3	2	3	2	3	2	66.7
	時間/月	37	46	58	51	32	51	24	51	30	56.3
	1人当たり時間数	12.3	15.3	19.3	17.0	16.0	17.0	12.0	17.0	15.1	84.4
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
計	人/月	36	38	33	38	31	39	33	39	35	85.7
	時間/月	691	764	608	747	499	760	493	760	439	63.1
	1人当たり時間数	19.2	20.1	18.4	19.7	16.1	19.5	15.0	19.5	12.4	74.1

注1) 令和2年度の実績は見込み

2) 人/月：1月あたりの平均利用人数

3) 時間/月：1月あたりの平均利用時間のこと、文中では「利用のべ時間」と略す。

② 日中活動系サービス

ア 生活介護・自立訓練等

- 生活介護・自立訓練等の合計は、利用人数、利用のべ日数ともほぼ見込どおりで
- す。
- 特に、生活介護は、見込み通りで利用人数・利用のべ日数とも増加傾向にあります。これは、利用できる障がいのある人の増加等が要因と考えられます。
- 自立訓練（生活訓練）は、平成30年から利用者数・利用のべ日数とも減少が大きくなっています。

■ 日中活動系（生活介護・自立訓練等）サービスの利用実績

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		(H30~R2) 実績/ (H30~R2) 見込
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
生活介護	人/月	79	78	82	82	82	84	84	85	86	100.3
	人日/月	1,638	1,618	1,730	1,714	1,744	1,756	1,793	1,777	1,835	102.4
	1人当たり日数	20.7	20.7	21.1	20.9	21.3	20.9	21.3	20.9	21.4	102.0
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0	1	0	0	-
	人日/月	0	0	0	0	0	0	4	0	0	-
自立訓練 (生活訓練)	人/月	3	4	4	4	2	4	0	4	1	25.0
	人日/月	65	60	82	82	29	82	0	82	3	12.8
	1人当たり日数	21.7	15.0	20.5	20.5	14.5	20.5	-	20.5	2.6	-
宿泊型自立訓練	人/月	-	-	-	-	0	-	0	-	0	-
	人日/月	-	-	-	-	0	-	0	-	0	-
計	人/月	82	82	86	86	84	88	85	89	87	97.1
	人日/月	1,703	1,678	1,812	1,796	1,773	1,838	1,797	1,859	1,837	98.4
	1人当たり日数	20.8	20.5	21.1	20.9	21.1	20.9	21.2	20.9	21.2	101.4

注1) 令和2年度の実績は見込み

2) 人日/月：1月あたりの平均利用者数×一人1月あたりの平均利用日数のことで、文中では「利用のべ日数」と略す。

イ 就労支援

- 就労移行支援、就労継続支援等の合計は、利用人数・利用のべ日数とも、見込みから14%程度の減少となっています。見込との差が大きいのは、就労移行支援で、利用人数の実績は見込みの30%程度となっています。
- 就労継続支援（A型）は、利用人数、利用のべ時間とも、見込みより少なく、就労継続支援（B型）が増加しています。（A型）は、助成金の見直しで（B型）へ移行したこと等が考えられます。

■ 日中活動系（就労支援）サービスの利用実績

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		(H30~R2) 実績/ (H30~R2) 見込
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
就労移行支援	人/月	12	16	9	22	9	26	10	30	6	31.8
	人日/月	186	250	145	354	140	418	141	481	105	30.8
	1人当たり日数	15.5	15.6	16.1	16.1	15.6	16.1	14.7	16.0	16.9	97.8
就労継続支援 (A型)	人/月	25	27	32	35	28	38	25	41	23	66.7
	人日/月	485	537	621	703	547	763	512	823	472	66.9
	1人当たり日数	19.4	19.9	19.4	20.1	19.5	20.1	20.5	20.1	20.5	100.5
就労継続支援 (B型)	人/月	90	86	89	88	95	88	91	88	94	106.1
	人日/月	1,480	1,431	1,537	1,477	1,658	1,477	1,630	1,477	1,680	112.1
	1人当たり日数	16.4	16.6	17.3	16.8	17.5	16.8	17.9	16.8	17.9	105.7
就労定着支援	人/月	-	-	-	7	0	8	0	9	0	0.0
計	人/月	127	129	130	145	132	152	126	159	123	83.5
	人日/月	2,151	2,218	2,303	2,541	2,345	2,666	2,283	2,790	2,256	86.1
	1人当たり日数	16.9	17.2	17.7	17.5	17.8	17.5	18.1	17.5	18.3	103.1

注1) 令和2年度の実績は見込み

2) 人日/月：1月あたりの平均利用者数×一人1月あたりの平均利用日数のことで、文中では「利用のべ日数」と略す。

ウ 短期入所等

- 短期入所は利用人数・利用のべ日数とも見込みの84%程度となり、見込程利用されていません。令和2年度の減少は、新型コロナウイルスの感染防止策が影響している可能性があります。

■ 日中活動系（短期入所等）

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		(H30~R2) 実績/ (H30~R2) 見込
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
療養介護	人/月	20	19	20	20	20	20	18	20	18	94.0
短期入所（ショートステイ）	人/月	12	15	15	18	19	20	20	22	11	83.8
	人日/月	94	94	91	127	115	141	151	155	90	84.1
	1人当たり日数	7.8	6.3	6.1	7.1	6.1	7.1	7.5	7.0	8.0	102.0

注1) 令和2年度の実績は見込み

2) 人日/月：1月あたりの平均利用者数×一人1月あたりの平均利用日数のことで、文中では「利用のべ日数」と略す。

③ 居住系サービス

- ・共同生活援助は、ほぼ見込み通りで、増加傾向にあります。見込みより実績は多くなっており、サービスのニーズが高いことがうかがえます。今後のニーズに応える必要があります。
- ・施設入所支援は、国の方針に基づき減少するように見込んでおり、見込通りに減少しています。

■ 居住系サービス

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		(H30～R2) 実績/ (H30～R2) 見込
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
自立生活援助	人/月	-	-	-	2	0	4	0	7	0	0.0
共同生活援助(グループホーム)	人/月	41	44	47	49	50	52	50	55	50	96.2
施設入所支援	人/月	75	70	71	69	71	68	69	67	67	101.5

注1) 令和2年度の実績は見込み

④ 相談支援

- ・地域相談支援(地域移行支援)及び地域相談支援(地域定着支援)は、利用実績がなく、計画相談支援は、見込みの約2倍の利用がありました。

■ 相談支援

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		(H30～R2) 実績/ (H30～R2) 見込
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0.0
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0.0
計画相談支援	人/月	16	17	18	21	41	22	48	23	43	200.0

注1) 令和2年度の実績は見込み

⑤ 障がい児支援

ア 児童発達支援

- ・児童発達支援等の合計の実績は、利用人数が見込みより 17%程度多くなっています。これは、放課後等デイサービスの利用人数が増加していることが影響しています。
- ・児童発達支援は令和2年で、利用人数が減少していますが、これは新型コロナウイルス感染防止策が影響していることが推測されます。
- ・放課後等デイサービスは、利用人数・利用のべ日数とも平成29年より、8割程増加しています。

■ 児童発達支援等

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		(H30~R2)実績/ (H30~R2)見込
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
児童発達支援	人/月	18	20	20	24	27	26	31	29	24	103.8
	人日/月	97	129	144	150	140	163	121	181	107	74.5
	1人当たり日数	5.4	6.5	7.2	6.3	5.2	6.3	3.9	6.2	4.5	72.2
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	人日/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
居宅訪問型児童発達支援	人/月	-	-	-	0	0	0	2	0	3	-
	人日/月	-	-	-	0	1	0	5	0	10	-
放課後等デイサービス	人/月	14	17	25	28	34	32	39	37	47	123.7
	人日/月	172	233	327	372	442	425	513	491	573	118.6
	1人当たり日数	12.3	13.7	13.1	13.3	13.0	13.3	13.2	13.3	12.2	96.3
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0
	人日/月	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0.0
計	人/月	33	38	46	53	62	59	73	67	75	117.3
	人日/月	270	363	472	523	583	589	639	673	690	107.1
	1人当たり日数	8.2	9.6	10.3	9.9	9.4	10.0	8.8	10.0	9.2	91.5

注1) 令和2年度の実績は見込み

イ 障がい児相談支援

- ・障がい児相談支援の利用人数は、見込みの2割程度となっています。
- ・児童発達支援等の利用が増加しており、今後、利用にあたって障がい児相談支援の利用が見込まれます。

■ 障がい児相談支援

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		(H30~R2)実績/ (H30~R2)見込
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
障がい児相談支援	人/年	12	19	26	35	6	39	10	44	9	21.2

注1) 令和2年度の実績は見込み

⑥ 地域生活支援事業

- ・成年後見制度[※]利用支援事業の利用が、令和2年度でありました。
- ・意思疎通支援事業は、利用回数が減少しています。
- ・日常生活用具[※]給付等事業は、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具が見込みより多く、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修）が見込みより少なくなっています。
- ・移動支援事業は、見込みより実績が多く、利用のべ時間は少なくなっています。
- ・日中一時支援事業は、見込みより実績が少なく、特に利用のべ時間が少なくなっています。

■ 地域生活支援事業

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度		(H30～R2計) 実績 / (H30～R2計) 見込
		実績	実績	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1	1	0	1	0	1	1	33.3
意思疎通支援事業											
手話通訳者派遣回数	回/年	4	3	8	8	2	8	1	8	4	29.2
要約筆記者派遣回数	回/年	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0.0
日常生活用具給付等事業											
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	1	2	1	8	1	2	400.0
自立生活支援用具	件/年	8	1	4	4	6	4	9	4	6	175.0
在宅療養等支援用具	件/年	4	4	2	3	3	3	6	3	7	177.8
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	7	6	6	5	6	11	6	2	100.0
排泄管理支援用具	件/年	596	613	672	710	696	750	692	790	680	91.9
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	件/年	0	1	0	1	0	1	0	1	1	33.3
手話奉仕員養成研修事業											
手話奉仕員養成研修事業受講者数	人/年	0	0	1	3	0	3	3	3	0	—
移動支援事業（個別支援型）											
	人/年	38	38	30	35	49	35	45	35	27	115.2
	時間/年	1,420	1,473	1,800	2,100	1,818	2,100	1,007	2,100	864	58.5
	1人当たり時間数	37.4	38.8	60.0	60.0	37.1	60.0	22.4	60.0	32.0	50.8
地域活動支援センター機能強化事業											
地域活動支援センターⅡ型	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	—
福祉ホーム											
	人/年	4	4	4	4	2	4	2	4	2	50.0
訪問入浴サービス事業											
	人/年	1	3	1	1	1	1	1	1	1	100.0
	回/年	153	177	156	150	149	150	154	150	156	102.0
	1人当たり時間数	153.0	59.0	156.0	150.0	149.0	150.0	154.0	150.0	156.0	102.0
日中一時支援事業											
	人/年	12	17	11	13	13	13	11	13	9	84.6
	回/年	451	605	700	830	607	830	571	830	467	66.1
	1人当たり時間数	37.6	35.6	63.6	63.8	46.7	63.8	51.9	63.8	51.9	78.6

注1) 令和2年度の実績は見込み

注2) 令和2年度の移動支援事業の利用人数が減少しているのは、令和元年にガイドラインを出し、適正化を図ったため

4 事業所アンケート調査からの課題整理

市民が利用している障がい福祉、障がい児福祉サービスの実施状況及び実施にあたっての課題を把握するために事業所アンケートを実施しました。

配付事業所数	39	回収事業所数	31
--------	----	--------	----

(1) 新型コロナウイルスによる影響について

1) 新型コロナウイルスによる事業活動への影響について

事業所アンケートより	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中一時支援事業や短期入所の受入れ中止 ・ 短期入所や生活介護の事業中止による収入減 ・ 重症児対象児への感染は重篤化しやすいので、受け入れはかなり慎重になり、家族も同様に予防の観点からキャンセルが増えた。 ・ 発熱などの病気の症状がある場合、利用の制限等の対応を行っているため、昨年に比べると利用者数が減っている。 ・ 従業員、利用者を問わず体調が少しでも悪い方がいればコロナウイルスへの警戒や対応を行うため利用者支援や通常業務に支障が生じる。 ・ 利用者の行動範囲に制限があり課外活動等が実施できない。 ・ 入所者の行動はかなり制限され余暇活動の減少によるストレスの増大により、精神面の不安定、更には病状の悪化につながるケースもある。 ・ 運動会や夏祭り等、保護者や外部の方が来られる行事の中止や縮小
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の減少や事業の休止により収入が減少した事業所があります。 ・ 外出や面会の制限、行事や余暇活動の中止によりストレスが増え、精神的に不安定になる利用者がみられ、その対応に苦慮されているようです。

2) 実際に行っている感染防止策について

事業所アンケートより	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者や職員共に検温、手指消毒の実施、可能な限りのマスク着用、生活上の行動制限を依頼している。 ・ 面会、帰省の制限 ・ 飛沫防止対策アクリル板、サーキュレーター、空気除菌清浄機、手指消毒自動噴射機の導入、加湿空気清浄機やペーパータオル使用、3密防止のシートやパーティションの設置 ・ 定期的な換気や消毒の実施 ・ 通所者と入所者の接触をなくすために活動場所、食事場所、入浴時間を分離している。 ・ 家庭からの体調管理票の提出を毎日義務付けている。
------------	---

(2) 事業運営に関する課題について

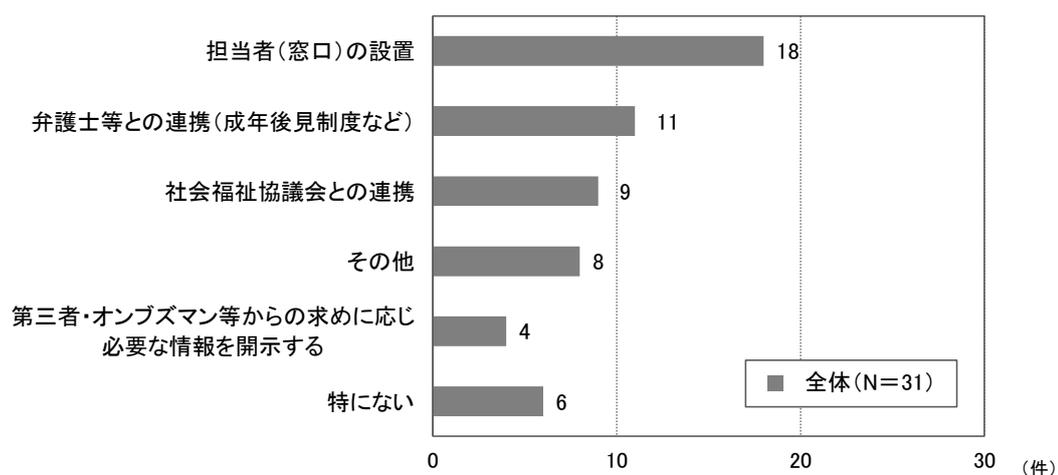
1) 新型コロナウイルス感染症以外での事業実施にあたっての課題について

事業所アンケートより	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の高齢化、重度化による様々な疾患や転倒等による怪我の対応が必要である。また、きめ細やかなサービスが行き届かないケースがある。 ・放課後等デイサービスの利用者数がかかり増加している。 ・従業員の健康状態に合わせた配慮の検討、適切な情報を提供することで従業員の不安、ストレスの軽減を行っている。 ・重症心身障がい児の通所が少なく、ニーズに答えられない場合がある。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や入所者の高齢化・障がいの重度化が進行しているため人材不足を課題とする事業所が多くあります。 ・利用者だけではなく職員の身体的、精神的な支援も課題となっています。 ・放課後等デイサービスや重症心身障がい児の通所サービスのニーズへの対応に困難を抱えています。

(3) 権利擁護*について

1) 利用者の権利擁護について実施していること（複数回答）

- ・「担当者（窓口）設置」が 18 件で最も多く、次いで「弁護士等との連携（成年後見制度など）」が 11 件となっています。
- ・その他は「市町との連携」、「外部講師を招いての研修会の開催」（3件）、「市役所・相談窓口と常に連携をとっている」（2件）、「法人内での権利擁護に関する研修会の実施」（2件）となっています。



(4) 障がい福祉施策全般に関する現状と課題について

1) 提供しているサービスについての現状や課題、今後の方向性、事業充実のために必要とする施策について

事業所アンケートより	<ul style="list-style-type: none"> • 訪問系の事業所が少ないため、新規利用の問い合わせが多く、受け入れが難しいので断る状況が続いている。特に行動援護は難しい。 • グループホーム利用の問い合わせがあるが、満室により案内できない。空き部屋が分かるシステムがあると良いのでは。 • 利用希望者が年々増加しており、利用できない人が出てきている。(児童発達支援) • 中高年の中途障がい者で特定難病の方、医療的ケアが必要な方、認知症が著しい方が増加傾向にある。 • 専門の職種で特に看護師、介護福祉士の育成や受け皿の事業所の拡充が急務と思われる。 • 入所待機者の登録が多く、現在の入所者のグループホームへの地域移行を進めているが手詰まり感がある。 • 福祉施設で勤務を希望する専門職員が少なく、欠員が出た場合の補充が困難。 • 障がいのある子を持つ親の社会的地位の確立のためレスパイト事業の拡大や体制が必要。
課題	<ul style="list-style-type: none"> • 居宅介護や共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所によっては新規の受入れが難しい現状があります。サービスの供給体制の確保が課題となっています。 • 専門職員、人材の確保が課題となっています。

2) 相談体制や情報発信について

事業所アンケートより	<ul style="list-style-type: none"> • 相談体制の面では、その都度、困ったときに福祉課、相談支援事業所、学校等に相談しているので不足とは感じていない。同業者間の情報等が欲しいと思う部分があり、交流の場があればと思う。 • 相談は内容により担当相談窓口で対応し、相談内容について適切な対応が出来るよう、職員の資質向上を図っていきたい。 • 家庭では、サービスを利用する際、計画相談が入っている方が多いが、施設入所となると児童は計画相談が必要なくなる。措置入所児童は児童相談所が相談にのってくれるが、契約入所児童の市町村による相談体制は不備である。 • 保護者からの相談を受け入れる体制の充実が必要だと感じている。
------------	--

3) 医療機関、教育機関、公共職業安定所[※]等の関係機関等との連携について

事業所アンケートより	<ul style="list-style-type: none">・日頃から関係機関に出向いて情報を共有する。・医療機関との連携については、関連病院との連携は図れているが、それ以外の医療機関との情報共有の方法など体系化していく必要がある。・市や相談窓口と連携をとって利用者の支援にあたっている。・これまで教育機関との連携は少なかったが、特別支援学校[※]には精神障がいを持つ生徒が増えているとのことで、就業体験や卒業後の受け入れ体制を更に充実させていきたいと考えている。・公共職業安定所や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター[※]等の就労に関する関係機関とは自立支援協議会および専門部会等を通じた連携の他、個別ニーズに応じて適宜連携を図っているが、商工会や商店街組合など、地域の企業等との連携も進めていきたいと考えている。・支援困難なケースも多く、フォーマルサービスのみならず、インフォーマルの部分では地域住民との連携が重要である。地域住民の見守りの仕組みの構築が必要である。
------------	--

(5) これからの障がい福祉施策について

1) これからの嬉野市の障がい者施策について必要なこと（複数回答）

- ・「障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」が18件と最も多く、「障がい者が安定的に就労するための支援の充実」、「障がい者とその家族が安心して暮らせるための相談体制の整備」、「緊急時・災害時に障がい者を支援する体制の整備」が各17件と続いています。

2) 嬉野市の障がい福祉全般について

事業所アンケートより	<ul style="list-style-type: none">・様々な障がいのある人が地域で生活できるような社会が理想である。そのためには、施策についてどれひとつおろそかにすることなく、取り組んでいくことが必要だと思う。・「障がい者同士や地域の人と交流ができる場」として、公共性の高い市営の地域活動支援センター[※]といった場の整備を行うことで、地域の各機関が交わる機会も増えるのではないかと考える。・障がい者の交流スペースの充実を図ると、社会活動の幅も広がりより質の高い生活を送ることができるかと考える。・行政と障がい福祉施設、その他関係機関との協議の場として自立支援協議会があるが参加機関が限定されていたり、個別事例の検討がほとんどで、地域課題を話し合う機会が少ないように思う。
------------	--

第3章 計画の基本的な考え方と成果目標

1 計画の基本的な視点

1) 地域共生社会^{*}の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや地域の実情に応じた柔軟なサービス提供の確保などについて計画的に推進します。

2) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人もない人も、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指して、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい福祉サービスその他の支援を受けながら自立と社会参加ができるように障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

3) 身近で一元的な障がい福祉サービス等の提供

障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすために、身近な地域でサービスが受けられる支援体制を構築し、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいや高次脳機能障がい^{*}のある人、難病患者など障がい種別によらないサービスの充実を図ります。

4) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、ライフステージに沿って、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

さらに、障がいのある子どもが障がい児支援や地域の保育・教育等の支援を受けられるようにし、障がいの有無に関わらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加を推進します。

5) 入所等から地域生活への移行・地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や精神科病院の入院から地域への移行を推進するために、障がいのある人の自立支援の観点から、施設入所等の入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービスの提供体制を整えます。

また、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、法律や制度に基づかない形で提供されるサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

さらに、障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるように、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。

6) 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進んでいるなかで、今後も安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施するためには、提供体制の確保とそれを担う人材を確保する必要があります。そのために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知や広報等について、関係機関等と協力して取り組みます。

7) 障がいのある人の社会参加を支える取組

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援を行う必要があります。障がいのある人の就労支援を推進し、生涯学習やスポーツ、文化芸術活動等の多様な活動に参加する機会の確保等を通して、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

8) 新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策を講じながらのサービスの利用促進

新型コロナウイルス感染症の影響により、必要なサービスの利用ができない状況や、地域での交流行事や余暇活動が中止になることで社会参加の機会が減少する状況にあります。障がい福祉サービスの提供において感染防止策を講じながら必要なサービスの提供を図り、緊急時に的確な対応ができるように支援体制の構築を図ります。

9) 災害時の障がいのある人への支援体制の整備

近年、気候変動の影響により台風や水害などの自然災害が多発しています。関係課と連携し、避難場所での障がいのある人や障がいのある子どもの避難行動を支援するとともに、障がいのある人に対する避難所を確保し、障がいの有無にかかわらず避難所の滞在を可能とする環境を整備します。その際に、新型コロナウイルス等の感染症対策を講じることとします。また、災害時における必要な福祉サービスの提供体制を維持・確保します。



2 障がい福祉サービス・支援の体系

サービス・支援・事業	サービス・支援・事業の種類	具体的なサービス・支援・事業
障がい福祉サービス	1 訪問系サービス	① 居宅介護（ホームヘルパー）
		② 重度訪問介護
		③ 同行援護
		④ 行動援護
		⑤ 重度障害者等包括支援
	2 日中活動系サービス	① 生活介護
		② 自立訓練（機能訓練）
		③ 自立訓練（生活訓練）
		④ 宿泊型自立訓練
		⑤ 就労移行支援
		⑥ 就労継続支援（A型）
		⑦ 就労継続支援（B型）
		⑧ 就労定着支援
		⑨ 療養介護
		⑩ 短期入所（ショートステイ）
	3 居住系サービス	① 自立生活援助
		② 共同生活援助（グループホーム）
		③ 施設入所支援
	4 相談支援	① 地域移行支援
		② 地域定着支援
③ 計画相談支援		

サービス・支援・事業	サービス・支援・事業の種類	具体的なサービス・支援・事業
地域生活支援事業	1 必須事業	① 理解促進研修・啓発事業
		② 自発的活動支援事業
		③ 障がい者相談支援事業
		④ 成年後見制度利用支援事業
		⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
		⑥ 意思疎通支援事業
		⑦ 日常生活用具等給付事業
		⑧ 手話奉仕員 [*] 養成研修事業
		⑨ 移動支援事業
		⑩ 地域活動支援センター機能強化事業
		2 任意事業
障がいのある子どもへの支援	1 通所支援	① 児童発達支援
		② 放課後等デイサービス
		③ 保育所等訪問支援
	2 障がい児相談支援	① 障がい児相談支援



3 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 国の指針では、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減することとなっていますが、本市では2.9%以上の削減を目指します。
- ② 国の指針では、令和元年度末時点の施設入所者数から6%以上を地域生活へ移行することとなっていますが、本市では7.3%以上の地域生活への移行を目指します。

施設を退所した人が、地域で自立した生活を営むことができるように、グループホーム等の生活の場の確保、相談支援体制の充実、居宅サービス等の必要なサービスの整備に努めます。また、地域における障がい及び障がいのある人への理解を深めるための啓発にも引き続き取り組みます。

■目標設定値

項 目	算出方法	目標数値	国の指針
令和元年度末時点の施設入所者数 (A)	—	68 人	—
令和5年度末の施設入所者数 (B)	—	66 人	—
①【目標値】施設入所者数の削減見込 (C)	$(A) - (B)$	2 人	—
	$(C) \div (A)$	2.9%	1.6%
②【目標値】地域生活移行者数 (D)	—	5 人	—
	$(D) \div (A)$	7.3%	6.0%

※施設には入所を伴いながら訓練を行う施設も含む。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、①令和5年度における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすること。②令和5年度における1年以上の長期入院患者数の目標値を設定すること。③令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%とすることとなっています。

長期入院患者数及び早期退院率については県が定めるため、本市では県の目標値に基づき、精神障がいのある人の包括的な支援を推進するための保健、医療及び福祉関係者等による協議の場の充実を活動指標として設定しています。

■目標設定値

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回／年）		2回	2回	2回
参加者数	保健	12人	12人	12人
	医療	12人	12人	12人
	福祉	51人	51人	51人
	介護	4人	4人	4人
	当事者	0人	0人	1人
	家族等	0人	1人	1人
目標設定の有無		無	無	無
評価の実施回数		0	0	0

（３）地域生活支援拠点等の整備

本市では、障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等（地域生活拠点等）を整備し、24時間365日の支援を行っています。なお、地域生活拠点等とは、障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会や場、緊急時の受入や対応、専門性の確保や地域の体制づくりなど）の集約を行う拠点、もしくは地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な体制をいいます。

（４）福祉施設から一般就労[※]への移行等

- ① 一般就労への移行者数は、国の指針では令和元年度の実績の1.27倍以上ですが、本市では1.33倍以上とします。
- ② 就労移行支援については、国の指針では令和元年度の実績の1.30倍以上ですが、本市では1.50倍以上とします。
- ③ 就労継続支援A型については、国の指針では令和元年度の実績の1.26倍以上ですが、本市では令和元年度に実績がありませんので1人を目指します。
- ④ 就労継続支援B型については、国の指針では令和元年度の一般就労への移行実績の1.23倍以上ですが、本市では1.50倍以上を目指します。
- ⑤ 就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとします。（国の指針と同じ）
- ⑥ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とします。（国の指針と同じ）

■目標設定値

項 目	目標数値	国の指針	
① 年間一般就労移行者数	【実績】令和元年度	6人	—
	【目標】令和5年度	8人	—
	令和元年度との対比	1.33倍	1.27倍
② 就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	【実績】令和元年度	4人	—
	【目標】令和5年度	6人	—
	令和元年度との対比	1.50倍	1.30倍
③ 就労継続支援（A型）を利用した一般就労への移行者数	【実績】令和元年度	0人	—
	【目標】令和5年度	1人	—
	令和元年度との対比	—	1.26倍
④ 就労継続支援（B型）を利用した一般就労への移行者数	【実績】令和元年度	2人	—
	【目標】令和5年度	3人	—
	令和元年度との対比	1.50倍	1.23倍
⑤ 一般就労へ移行した人が就労定着支援事業を利用した割合	【実績】令和元年度	0	—
	【目標】令和5年度	7割	7割
⑥ 就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	【実績】令和元年度	0	—
	【目標】令和5年度	7割	7割以上

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 児童発達支援センターは杵藤圏域において現在ある2施設の利用促進と周知を進めていきます。
- ② 杵藤圏域において現在ある3事業所の保育所等訪問支援が円滑に行えるよう、子育て支援担当課や教育委員会などと協力しながら、利用しやすい体制の構築を進めます。
- ③ 杵藤圏域および近隣市町の事業所を活用し、重症心身障がい児の支援を行っていきます。
- ④ 医療的ケア児の適切な支援の協議の場として「杵藤地区自立支援協議会」を中心に、機能の充実を図っています。また、医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置についても、同協議会で協議するものとします。

(6) 相談体制の充実・強化等

- ① 杵藤圏域で総合的・専門的な相談支援を実施します。
- ② 地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

■目標設定値

項 目	数 値
相談支援事業の実施件数	1 件以上
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1 件以上
地域自立支援協議会の開催回数（圏域ごと）	6 回／年

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

- ① サービスの質を向上をさせるための取組を実施する体制を構築します。

■目標設定値

項 目	数 値
障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	2 人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	1 回以上
指導監査結果の関係自治体との共有する回数	1 回以上

(8) 発達障がいのある人への支援

国の指針では、現状を勘案して、発達障がい者地域支援協議会の開催回数、発達障がいのある人の支援に関する事業の件数を設定することとなっています。

本市においては、発達障がいのある人の支援を推進するために、発達障がい者地域支援協議会の開催回数及び地域住民への研修・啓発件数を活動指標として設定しています。

■目標設定値

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発達障がい者地域支援協議会の開催回数	1 回	1 回	1 回
発達障がい者支援センターおよび発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	1 回	1 回	1 回

第4章 障がい福祉サービス

1 訪問系サービス

【見込量の算出方法】

平成27年度から令和2年度の各サービスの利用者数ならび利用量の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

※平成27年度から平成29年度の実績は13頁参照

(1) サービスの内容、実績および見込量

① 居宅介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談および助言など、生活全般にわたる援助を行います。障がいのある人の地域での生活を支えるために基本となるサービスです。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み 令和2年度	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（ホームヘルプ）	人／月	26	27	28	28	27	27
	時間／月	438	395	338	301	268	239

※平成30年度、令和元年度は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談および助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。生活全般について介護サービスを手厚く提供することで、常に介護の必要な重度の障がいがある人も在宅での生活が続けられるように支援します。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み 令和2年度	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	人／月	1	1	1	1	1	1
	時間／月	1	26	17	26	26	26

※平成30年度、令和元年度は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

③ 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際に本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を行います。外出先での情報提供、代読・代筆などの役割も担い、視覚障がいのある人の社会参加や地域生活において必要なサービスです。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	人／月	2	3	4	5	6	8
	時間／月	28	48	53	68	86	109

※平成30年度、令和元年度は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

④ 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある人の社会参加と地域生活を支援します。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	人／月	2	2	2	2	2	2
	時間／月	32	24	30	29	29	29

※平成30年度、令和元年度は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

⑤ 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に行います。このサービスでは、複数のサービスを組み合わせることで手厚く提供することにより、最重度の障がいのある人でも安心して地域での生活が続けられるよう支援します。

第5期では利用の実績がなく利用を見込んでいませんが、必要時にはサービスが提供できるように適切に対応していきます。

(2) 支援の方向性

障がいのある人、障がいのある子ども、難病を患っている人など、利用者の特性に応じた適切なサービスが提供できるように提供体制の維持および質の確保に努めます。

また、県および周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけていきます。



2 日中活動系サービス

【見込量の算出方法】

平成 27 年度から令和 2 年度の各サービスの利用者数ならび利用量の実績を基礎として、令和 3 年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

※平成 27 年度から平成 29 年度の実績は 14 頁から 15 頁参照

(1) サービスの内容、実績および見込量

① 生活介護

常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活などに関する相談および助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。このサービスでは、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所によりさまざまなサービスを提供し、障がいのある人の社会参加と福祉の増進をめざします。

実績および見込量	単位	第 5 期実績		見込み	第 6 期（見込み）		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人／月	82	84	86	87	88	90
	人日／月	1,744	1,793	1,835	1,878	1,921	1,966

※平成 30 年度、令和元年度は、1 年間の平均値。令和 2 年度の見込みは、4～9 月の平均値

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション*、生活などに関する相談および助言などの支援を一定の期間を決めて行います。このサービスでは、リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事の訓練など実践的なトレーニングを中心に行い、障がいのある人などの地域生活への移行を支援します。

実績および見込量	単位	第 5 期実績		見込み	第 6 期（見込み）		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立訓練（機能訓練）	人／月	0	1	0	1	1	1
	人日／月	0	4	0	4	4	4

※平成 30 年度、令和元年度は、1 年間の平均値。令和 2 年度の見込みは、4～9 月の平均値

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または、障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。このサービスでは、施設や病院に長期入所または長期入院していた人などを中心に訓練を行い、障がいのある人の地域生活への移行を支援します。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	人／月	2	0	1	1	1	1
	人日／月	29	0	3	3	3	3

※平成30年度、令和元年度は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

④ 宿泊型自立訓練

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言などの支援などを行います。このサービスでは、障がいのある人の積極的な地域支援の促進を図るために、昼夜を通じた訓練を実施するとともに、地域移行に向けた関係機関との連絡調整を行います。

第5期では利用の実績がなく利用を見込んでいませんが、必要時にはサービスが提供できるように適切に対応していきます。

⑤ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、生産活動、職場体験などの機会の提供を通じて就労に必要な知識および能力の向上のための訓練、就労に関する相談および支援を行います。このサービスでは、一般就労に必要な知識および能力を養い、本人の適正に見合った職場への就労と定着をめざします。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人／月	9	10	6	6	7	8
	人日／月	140	141	105	102	119	136

※平成30年度、令和元年度は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

※第6期での見込量は、本計画29頁「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」で示す年間一般就労移行者数の目標値を踏まえて算出しています。

⑥ 就労継続支援（A型）

企業等に就職することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のための訓練などを行います。このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力が高まった人は、最終的には一般就労への移行をめざします。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人／月	28	25	23	23	23	24
	人日／月	547	512	472	483	483	504

※平成30年度、令和元年度は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

⑦ 就労継続支援（B型）

企業等に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった人は、就労継続支援（A型）や一般就労への移行をめざします。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	人／月	95	91	94	95	96	97
	人日／月	1,658	1,630	1,680	1,710	1,728	1,746

※平成30年度、令和元年度は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

⑧ 就労定着支援

就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対し、一定期間にわたり、事業所での就労の継続を図るために必要な事業所の事業主、障がい福祉サービス事業所、医療機関などとの連絡調整を行います。このサービスを通じて、企業等に雇用された障がいのある人の就労の継続と定着をめざします。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人／月	0	0	0	4	5	6

※第6期での見込量は、本計画29頁「(4)福祉施設から一般就労への移行等」で示す年間一般就労移行者数の目標値を踏まえて算出しています。

⑨ 療養介護

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。このサービスでは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み 令和2年度	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	20	18	18	18	17	17

※平成30年度、令和元年度は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

⑩ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設などに短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイト（休息）としての役割も担っています。障がい者支援施設などにおいて実施される「福祉型」と、病院や診療所、介護老人保健施設において実施され、重症心身障がいなどのある人や子どもが利用する「医療型」があります。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み 令和2年度	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所 （ショートステイ）	人/月	19	20	11	13	15	17
	人日/月	115	151	90	102	116	132

※平成30年度、令和元年度は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

(2) 支援の方向性

第5期で利用実績がないサービスおよび見込みより減少しているサービスについては、利用することが可能な人が利用していない場合もあるため、利用者に情報提供を行いながらサービスの提供体制の確保を図ります。

就労支援については、公共職業安定所、商工会、障がい福祉サービス事業所、民間企業、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携をとりながらサービスの周知や利用につなげます。また、一般就労に向けた利用者のニーズの把握とともに地域住民や企業の理解促進に努めます。

短期入所については、第5期では「医療型」の実績はありませんでしたが、必要な時に適切なサービスが受けられるように提供体制の維持に努めます。



3 居住系サービス

【見込量の算出方法】

平成 27 年度から令和 2 年度の各サービスの利用者数ならび利用量の実績を基礎として、令和 3 年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

※平成 27 年度から平成 29 年度の実績は 16 頁参照

(1) サービスの内容、実績および見込量

① 自立生活援助

障がい者支援施設や共同生活援助などを利用していた障がいのある人で、居宅において自立した日常生活を希望する人に対して、一定期間にわたり定期的な巡回訪問または随時の対応を行い、障がいのある人からの相談に応じ必要な情報の提供および助言、医療機関等との連絡調整を行います。

第 5 期では利用の実績がなく利用を見込んでいませんが、必要時にはサービスが提供できるように適切に対応していきます。

② 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。

実績および見込量	単位	第 5 期実績		見込み	第 6 期（見込み）		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助 （グループホーム）	人／月	50	50	50	52	54	56

※平成 30 年度、令和元年度は、1 年間の平均値。令和 2 年度の見込みは、4～9 月の平均値

③ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。生活介護などの日中活動とあわせて、夜間などにおけるサービスを提供することで、障がいのある人の日常生活を一体的に支援します。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人／月	71	68	67	67	66	66

※平成30年度、令和元年度は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

※第6期での見込量は、本計画28頁「(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」で示す令和5年度末の入所者数の目標値を踏まえて算出しています。

(2) 支援の方向性

自立生活援助については、杵藤圏域に事業所はありませんが、地域生活への移行により整備の必要性が高まると考えられます。サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握、制度の周知、事業所の開設に向けた情報収集に努めます。

共同生活援助（グループホーム）については、親亡き後、施設に入所している人、退院可能な精神に障がいのある人が安心して地域生活へ移行できるように、今後も生活の場の確保に努めていきます。

日中サービス支援型共同生活援助については、利用者の高齢化・障がいの重度化にともない整備の必要性が高まると考えられます。サービス事業所への情報提供を行い整備の支援に努めます。

施設入所については、認定審査会を通じて決定する障がい支援区分に基づき、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めてサービス調整に努めます。また、障がいのある人のニーズを把握し、迅速な対応ができるように、サービス事業所と緊密な連携強化を図るとともに、地域での生活が可能な人については地域移行を支援します。

4 相談支援

【見込量の算出方法】

平成 27 年度から令和 2 年度の各サービスの利用者数ならび利用量の実績を基礎として、令和 3 年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

※平成 27 年度から平成 29 年度の実績は 16 頁参照

(1) サービスの内容、実績および見込量

① 地域移行支援

障がい者支援施設などに入所している人、精神科病院に入院している人、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保など地域生活に移行するための相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。このサービスでは、施設・病院からの退所・退院にあたって支援を必要とする人に、入所・入院中から新しい生活の準備等の支援を行うことで、障がいのある人の地域生活への円滑な移行をめざします。

実績および見込量	単位	第 5 期実績		見込み	第 6 期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	1	1

② 地域定着支援

単身などで生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。このサービスでは、入所施設や精神科病院からの退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある人の地域生活の継続をめざします。

実績および見込量	単位	第 5 期実績		見込み	第 6 期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	1	1

③ 計画相談支援

サービス利用支援では、障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。このサービスでは、障がいのある人の意思や人格を尊重し、常に本人の立場で考え、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

継続サービス利用支援では、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。このサービスでは、サービス利用支援と同様、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人／月	41	48	43	56	72	93

※平成30年度、令和元年度は、1年間の平均値。令和2年度の見込みは、4～9月の平均値

（2）支援の方向性

地域移行支援、地域定着支援については、地域移行のための支援には様々なニーズがあると考えられるため、地域生活への移行が可能な人の把握に努めるとともに、サービス事業所および関係機関と緊密に連携し相談支援（住居の確保、同行援護、常時の連絡体制、緊急事態への対応等）の充実に努めます。

計画相談支援については、障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人がニーズに応じたサービスを利用できるように相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、関係機関等との連携を強化し、相談体制の充実や整備、適切なモニタリングの実施に努めます。



第5章 地域生活支援事業

1 必須事業

(1) サービスの内容、実績および見込量

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活など社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。具体的には、障がいのある人の支援活動を行うボランティア団体などに対しては、活動にあたっての補助金を支給します。また、災害対策として、地域での避難行動要支援者*を含めた避難訓練を検討し、その実施にあたっての支援に努めます。

③ 障がい者相談支援事業

障がいのある人や家族などの介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助などを行います。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	実施か所数	1	1	1	1	1	1

④ 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用または利用しようとする知的障がいのある人または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用費用の補助を行います。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件／年	0	0	1	1	1	1

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織的体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。本事業の効率的かつ有効な展開を図るため、高齢者福祉部門と連携して取り組みます。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために手話通訳や要約筆記奉仕員の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣	回／年	2	1	4	4	4	4
要約筆記奉仕員派遣	回／年	0	0	0	1	1	1

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人などに対し、自立生活支援用具の給付または貸与を行います。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、その他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工咽喉、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通などを支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具並びに衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	件／年	2	8	2	2	8	8
自立生活支援用具	件／年	6	9	6	6	9	9
在宅療養等支援用具	件／年	3	6	7	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件／年	5	11	2	5	11	11
排泄管理支援用具	件／年	696	692	680	699	718	738
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	0	0	1	1	1	1

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、本市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	0	3	0	3	3	3

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。個別支援が必要な障がいのある人に対するマンツーマンでの支援（個別支援型）、グループ活動などの複数に対する同時支援（グループ支援）があります。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業 （個別支援型）	人／年	49	45	27	29	32	35
	時間／年	1,818	1,007	864	938	1,018	1,104

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターでは、障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行います。本市では、地域活動支援センターⅡ型を設置しています。地域活動支援センターⅡ型では、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供など（基礎的事業）に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センターⅡ型	実施か所数	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

（2）支援の方向性

事業内容の周知および事業の利用促進を図るとともに、障がいのある人のニーズを把握し適切なサービスの提供に努めます。また、障がいのある人に対する理解を深めるための学びの場、活動の場の充実を図ります。

2 任意事業

(1) サービスの内容、実績および見込量

① 日常生活支援事業

【福祉ホーム】

家庭環境、住宅事情などの理由により、居宅において生活することが困難な障がいのある人（ただし、常時の介護、医療を必要とする者を除く）に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用できるようにするとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所など、関係機関との連絡、調整などを行います。

【訪問入浴サービス】

外出が困難な重度の障がいのある人に対し、訪問入浴車により、利用対象者の家庭を訪問し、入浴および清拭、またはこれに伴う介護を提供します。

【日中一時支援】

日中において監護する人がいないため、一時的に見守りなどの支援が必要な障がいのある人に対して、社会福祉法人や障がい福祉サービス事業所などが、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労および一時的な休息を支援します。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホーム	人/年	2	2	2	2	2	2
訪問入浴サービス	人/年	1	1	1	1	1	1
	回/年	149	154	156	157	158	160
日中一時支援	人/年	13	11	9	9	9	10
	回/年	607	571	467	503	541	583

(2) 支援の方向性

事業内容の周知を図るとともに提供体制の充実と整備に努めます。また、障がいのある人のニーズを把握し、ニーズに応じたサービスの適切な提供に努めます。

第6章 障がいのある子どもたちへの支援

1 通所支援

【見込量の算出方法】

平成27年度から令和2年度の各サービスの利用者数ならび利用量の実績を基礎として、令和3年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

※平成27年度から平成29年度の実績は17頁参照

(1) サービスの内容、実績および見込量

① 児童発達支援

未就学の障がいのある子どもが通所し、日常生活における基本的動作、必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。福祉サービスを行う「福祉型」、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」、居宅に訪問して行う「居宅訪問型」があります。

医療型児童発達支援は、第5期では利用の実績がなく利用を見込んでいませんが、必要時にはサービスが提供できるように適切に対応していきます。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	27	31	24	26	28	30
	人日/月	140	121	107	111	114	118
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	2	3	3	3	3
	人日/月	1	5	10	10	10	10

② 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人/月	34	39	47	60	77	98
	人日/月	442	513	573	722	923	1,181

③ 保育所等訪問支援

障がい児施設で支援の経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある子どもや保育所などのスタッフに対し、障がいのある子どもが集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

実績および見込量	単位	第5期実績		見込み	第6期（見込み）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1

(2) 支援の方向性

児童発達支援については、サービス事業所や医療機関等との連携強化を図り、障がいのある子どもが必要な支援を受けられるように、サービスの提供体制の充実に努めます。

放課後等デイサービスについては、利用意向が多く潜在的なニーズも高いと考えられます。今後も利用者の増加が見込まれることから、事業所の新規参入や既存の事業所の状況を把握しながら、安定したサービス提供体制の確保を図ります。

保育所等訪問支援については、利用者のニーズを把握するとともに、制度の周知や情報提供を行います。



2 相談支援

【見込量の算出方法】

平成 27 年度から令和 2 年度の各サービスの利用者数ならび利用量の実績を基礎として、令和 3 年度以降、想定される利用者数と一人あたり利用量を統計学的に予測し、それらに乗じることで、各サービスの見込量を算出しました。

※平成 27 年度から平成 29 年度の実績は 17 頁参照

(1) サービスの内容、実績および見込量

① 障がい児相談支援

障がいのある子どもが障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援計画を作成し、（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障がい児支援利用援助）などの支援を行います。

実績および見込量	単位	第 5 期実績		見込み	第 6 期（見込み）		
		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい児相談支援	人/月	6	10	9	10	12	14

(2) 支援の方向性

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある子どもが、その子どもや家族のニーズに応じたサービスを利用できるように適切なサービス利用計画の作成を行います。

また、障がい児相談支援事業所の周知、関係機関との連携を強化し体制の充実および整備に努めます。

第7章 計画の推進

1 計画の推進方法

福祉課をはじめとして保健・医療、教育、就労等の幅広い分野における関係機関との連携を強化するとともに、国や県からの情報を収集し、連携をとりながら総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。また、杵藤地区自立支援協議会の充実と機能強化を図り、本市で実施のないサービス、専門的な知識を要するケースなど広域的な対応が望ましいものについては近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。そして、行政だけではなく、障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、地域住民、ボランティア、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会等のさまざまな組織・団体との協働体制を強化し、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし、活動できる社会の実現を進めます。

2 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について定期的に調査・分析および評価を行い、必要があれば計画の変更やその他の必要な措置を講ずることとなっています。これをPDCAサイクルとといいます。「PDCAサイクル」は、業務を進めていく上で、計画を立案し（Plan）、実行する（Do）ことに加え、計画策定後の適切な評価（Check）、改善（Act）を行うことを意味し、業務の質を高めていく上で重要となります。

PDCAサイクルの考え方に基づき、定期的に点検および評価を行い、本計画の円滑な運用を図ります。



第8章 資料編

1 嬉野市障がい福祉計画策定委員会条例

平成26年3月28日

条例第5号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）88条第1項の規定に基づき、嬉野市障がい福祉計画を策定するため、嬉野市障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び審議をし、速やかに市町に提言を行うものとする。

(1) 障がい福祉計画の策定に関すること。

ア 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関すること。

イ 各年度における指定障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み。

ウ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること。

(2) 障がい福祉計画の策定に係る障がい者の状況の調査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 障がい者福祉関係団体に所属する者

(2) 地域で障がい者支援をする団体に所属する者

(3) 障がい福祉関連の業務に従事する者

(4) 識見を有する者

(5) 障がい者福祉に関係する行政機関の職員

(6) 部長の職にある市職員

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は必要があると認めるときは、議事に関係のある者を出席させ、説明を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 嬉野市障がい福祉計画策定委員会委員名簿

選出母体・役職	氏名	備考
嬉野市身体障害者福祉協会 会長	中山 逸男	障がい者支援を行う地域の 団体に所属するもの
嬉野市手をつなぐ育成会 会長	◎ 北川 正大	障がい者支援を行う地域の 団体に所属するもの
社会福祉法人 たちばな会 第一たちばな学園 総務課長	○ 稲富 泰明	障がい者福祉関連の業務に 従事するもの
社会福祉法人 天童会 くろかみ学園 児童発達支援センター施設長	山田 博子	障がい者福祉関連の業務に 従事するもの
杵藤保健福祉事務所 福祉支援課長	山口 光史	障がい者福祉に関係する行 政機関の職員
嬉野市市民福祉部長	陣内 清	部長の職にある市職員

◎ 会長 ○ 副会長

3 計画策定の経緯

開催日	会議	内容
令和2年 10月 15日	第1回委員会	計画策定の趣旨と方法についての説明
令和2年 11月 20日	第2回委員会	障がい福祉計画骨子案の協議
令和3年 1月 19日	第3回委員会	障がい福祉計画素案の協議
令和3年 2月 10日 ～ 3月 2日		パブリックコメント

4 用語解説

	用語	解説
あ行	一般就労	民間企業や公的機関などで労働契約を結んで働くこと。
か行	権利擁護	認知症や、知的障がい・精神障がいなどによって、自己の権利を表明することが難しい人の権利を代理人が支援し、表明すること。
	公共職業安定所	地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介・雇用保険・雇用対策などの業務を一体的に行う。ハローワークともいう。
	高次脳機能障がい	ケガや病気により脳に損傷を負うと、記憶障がい（物の置き場所を忘れる、新しいできごとを覚えられないなど）、注意障がい（ふたつのことを同時に行うと混乱する、作業を長く続けられないなど）、遂行機能障がい（人に指示してもらわないと何もできない、約束の時間に間に合わないなど）、社会的行動障がい（興奮する、暴力をふるうなど）等の症状がでることがあり、日常生活や社会生活に制約がある状態。
さ行	児童福祉法	児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。
	社会的障壁	障がいのある人が日常生活又は社会生活を送るうえで妨げとなる制度や慣行。
	小児慢性特定疾病医療受給者証	小児慢性特定疾病の医療費助成制度の利用が認定された人に交付される。医療費助成制度は、児童の健全育成を目的として、疾患の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担を補助している。
	手話奉仕員	手話で日常会話を行うために必要な知識及び技能を取得した人。市町村が実施する手話奉仕員養成講座の基礎課程を修了し、登録すると手話奉仕員となる。
	障害者基本計画	障害者基本法第11条第1項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもので、国が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられる。
	障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉の増進をすることを目的として制定された法律。
	障害者就業・生活支援センター	障がいのある人の就業や生活面における各種相談を一体的に実施する事業所。

さ行	障害者自立支援法	障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。
	障害者総合支援法	障がいのある人に対して総合的な支援を行う法律。障害者自立支援法を改正し、基本理念やサービス対象者の拡大などを盛り込んだ法律。
	障がい福祉サービス	障害者総合支援法が定めるサービスの総称で、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられる。
	自立支援医療	身体障がいや精神障がいのある人（子ども）に対して、機能回復や医療受診を推奨するために、医療の給付を受けることができる制度。原則、自己負担（所得制限あり）で、決められた指定医療機関でのみ適用される。
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある人に交付される。障がいの種類は、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由、内部障害があり、障がいの種類別に重度の1級から6級までの等級が定められている。
	精神障害者保健福祉手帳	何らかの精神疾患（てんかん、発達障がいなどを含む）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象としており、精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、様々な支援策が講じられている。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。
た行	地域活動支援センター	障がいのある人の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の日中の活動を支援する障害者総合支援法上の福祉施設。市町村による創意工夫で柔軟な運営や事業の実施が可能であり、目的によってⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分かれる。
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」といった画一的な関係を越え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながり、地域をともに創っていく社会のこと。
	特定医療（指定難病） 受給者証	指定難病と診断され、個々の指定難病の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断された場合に難病医療費助成制度の利用が認定される。

た行	特別支援学校	学校教育法で規定された、心身障がい児を対象とする学校。視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由又は病弱者（身体虚弱を含む）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は、生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校のこと。
な行	難病	発病の原因が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とする。
	日常生活用具	障がいのある人が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。障がいのある人等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの。
は行	発達障がい	広汎性発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群等）、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これらに類する脳機能の障がいで、その症状が通常低年齢であらわれるもの。
	バリアフリー	人々が日常生活を送るうえで障壁となっているバリアをなくすこと。障がいのある人を取り巻く物理的、社会的、制度的、文化・情報面、意識上の4つのバリアを取り除くことが必要とされている。
	避難行動要支援者	災害時や災害の発生するおそれがある場合に、避難することが困難な高齢者や障がいのある人、乳幼児など特に配慮を必要とする人。
	保健福祉事務所	医療、福祉、介護、子育て、健康、くらしの衛生、環境についての業務を行っている。
ら行	リハビリテーション	社会の偏見や政策の誤り等のために、奪われ傷つけられた尊厳・権利・人権が本来あるべき姿に回復することとしてとらえ、全人間的復権と表した。医学的リハビリテーション、職業リハビリテーション、社会リハビリテーション、教育リハビリテーション、リハビリテーション工学の5分野がある。
	療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいであると判定された人に交付される。A判定の重度、B判定の中度・軽度に区分されている。

**第6期嬉野市障がい福祉計画
第2期嬉野市障がい児福祉計画**

令和3年3月

発行 嬉野市役所 市民福祉部 福祉課

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

電話 0954-42-3306

FAX 0954-43-1157